

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公表番号】特表2013-529484(P2013-529484A)

【公表日】平成25年7月22日(2013.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-039

【出願番号】特願2013-515770(P2013-515770)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/68 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

折れたまたは損傷した骨の部分を固定するために、それぞれ頭(40)およびネジ軸(43)を備えた骨ネジ(4)と協働するための骨プレートであって、

- 特に組織適合性で好ましくは剛性の材料から成り、プレート平面および長手方向軸線を画定する好ましくは細長いプレート本体(1)と、

- 縁部(23、24)を形成しながら交わり合っている第1の丸穴(21)および第2の丸穴(22)から成り、プレート平面を横切っている穴形成部(2)と、

- 両方の丸穴の内壁から出ており、両方の丸穴(21、22)の周囲に巡らされており、かつ一平面内で丸穴の中心に向かって延在している、両方の丸穴内の半径方向の周回鍔部(33)と

を有する骨プレート。

【請求項2】

第1の丸穴(21)内の周回鍔部(33)が、骨ネジ(4)の作用時には、ネジ頭(40)に設けられたネジ山(41)により締め付けられる請求項1に記載の骨プレート。

【請求項3】

第1の丸穴(21)内で、半径方向の鍔部(33)に平行に、骨プレートの上面(11)の近傍に突起部(61)が延在しており、前記突起部が、第2の丸穴(22)の方へは縁部(24)で終わっている請求項1または2に記載の骨プレート。

【請求項4】

第2の丸穴(22)の領域内の半径方向の周回鍔部(33)は、傾斜して丸みを帯びた滑り面(35a)および移行面(35b)を形成するように、減少している請求項1または2に記載の骨プレート。

【請求項5】

第2の丸穴(22)内の周回鍔部(33)は、骨プレートの上面(11)に向かって延在している導入傾斜部を形成する請求項1乃至4のいずれか1項に記載の骨プレート。

【請求項6】

第1の丸穴(21)が、全体的に第2の丸穴(22)より大きく、かつ

- 鉢形であり、周回鍔部(33)の区域が属する上領域(25)と、

- 円錐台形に形成され、上領域の直径より小さい直径を有する下領域(26)とを含

む請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の骨プレート。

【請求項 7】

第 2 のより小さな丸穴（22）が、

- 鉢形であり、周回鍔部（33）の区域が属する上領域（27）と、
- 円筒形もしくは円錐形の面を有しており、上領域の直径より小さい直径を有する下領域（28）とを含む請求項 6 に記載の骨プレート。

【請求項 8】

第 1 のより大きな丸穴（21）の上領域（25）が、周回鍔部（33）により、鍔部（33）の上側にある丸溝形の上部区域（31）と、鍔部（33）の下側にある丸溝形の中間区域（36）とに区分されており、より大きな丸穴（21）の下領域（26）が、プレート本体（1）の下面（12）に向かって次第に細くなっている、かつその最大直径が上部区域もしくは中間区域（31、32）の直径より小さい円錐台形の下部区域として形成されている請求項 6 または 7 に記載の骨プレート。

【請求項 9】

第 2 のより小さな丸穴（22）の上領域（27）が、導入傾斜部（62）を備えた上部区域（35）と、周回鍔部（33）の平面の下側にある傾斜して丸みを帯びた面（63）を備えた中間区域（36）とを有する請求項 8 に記載の骨プレート。

【請求項 10】

周回鍔部（33）が楔形の断面を有する請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の骨プレート。

【請求項 11】

周回鍔部（33）が楔形の断面を有しており、前記断面に関し、楔形の断面の半径方向の高さが周回軌道に沿って一定ではない請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の骨プレート。

【請求項 12】

半径方向の高さが様々であり、周回鍔部の対称軸がより大きな丸穴の鍔部の下にある円錐形の区域の対称軸に対して相対的にズレて配置されている周回鍔部を備えた請求項 11 に記載の骨プレート。

【請求項 13】

周回鍔部（33）の楔形の断面が部分的に平らにされている請求項 11 に記載の骨プレート。

【請求項 14】

周回鍔部（33）の楔形の断面の半径方向の高さが部分的に実質ゼロの値をとる請求項 11 に記載の骨プレート。

【請求項 15】

周回鍔部（33）が、半径方向の高さが実質ゼロにならない楔形の断面を有している請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の骨プレート。

【請求項 16】

請求項 1 乃至 10 のいずれか 1 項に記載の骨プレートおよび少なくとも 2 種類の骨ネジ、つまりネジ頭の部分球状の下面を備えた骨ネジおよびネジ頭（40）にネジ山（41）を備えた骨ネジ（4）が利用可能な、骨を固定するための骨プレートおよび骨ネジを用いた固定システム。

【請求項 17】

ネジ頭（40）の上方領域にネジ山（41）を備え、頭の下方領域に円錐形の支持面（42）を備えた骨ネジ（4）が使用される請求項 16 に記載の固定システム。